

就労継続支援B型施設 刈谷市つくし作業所利用料金表（平成31年1月～）

利用者負担額

| 訓練等給付費算定単位 | | | | | | | 実費負担額 | 合計 |
|-------------------|---------------------|--|--------------|-----------------|--------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| 就労継続支援B型 サービス費 | 福祉専門職員配 置等加算(II) | | 食事提供体制 加算 | 送迎加算※1 片道につき | 初期加算※2 | 福祉・介護職員処遇 改善加算 (I) | 食費 A・食費軽減対象：該当 B・食費軽減対象：非該当 | 1か月あたり (22日) |
| 597単位/日 | 10単位/日 | | 30単位/日 | 27単位/回 | 30単位/日 | 1か月分の左記合計 単位数×38/1000 | A 300円/日 B 480円/日 | A 21,400円 B 25,360円 |

※1送迎加算は施設公用車での送迎を希望される利用者で、週3回以上の送迎を実施している場合に加算されます。

※2初期加算は施設利用開始日から起算して30日以内の期間、加算されます。

・単位については1単位10.57円で計算されます。端数は切り捨てられます。訓練等給付費の1割が利用者負担となります。

・18歳以上の場合は利用者とその配偶者の所得、18歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯（住民基本台帳上の世帯）の所得に応じた自己負担の上限月額があります。ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の1割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。その他に、食費などについての実費負担があります。